平成２１年（フ）第４９６号
栃木県宇都宮市下栗町816番地54
破産者　朝日熱器工業株式会社
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９７号
栃木県宇都宮市下栗町816番地54
破産者　小口　浩三
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９８号
栃木県宇都宮市下栗町816番地54
破産者　小口とし子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５６２号
栃木県日光市瀬尾268番地５、前住所栃木県日光市豊田185番地
破産者　齋藤　久子（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第３９３号
埼玉県草加市旭町４丁目４番３号
破産者　阿部　純一
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
三重県鈴鹿市白子町3032―１　コーポ白子西光洋406号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市中旭が丘２丁目８番12号
破産者　濱口　千絵（旧姓武田）
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第８８７１号
大阪市東成区大今里西１丁目９番16号
破産者　株式会社ライト精版社
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１２１５号
岡山市南区南輝１丁目18番22号、前住所岡山市北区十日市東町６番43号
破産者　妹尾　公子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２０５５号
福岡市博多区綱場町１丁目11番
破産者　有限会社ＭＤＳ
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１４０号
福岡市中央区平尾２丁目５番16号
破産者　ＭＮカンパニー株式会社
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７９１号
東京都東村山市久米川町４丁目31番地34
破産者　有限会社エース
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９５５号
横浜市中区長者町９丁目149番地ダイアパレス伊勢佐木町309号
破産者　株式会社オフィス笹
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１７６号
横浜市都筑区あゆみが丘19番53―201号
破産者　有限会社谷口工業
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９号
長野市篠ノ井二ツ柳2280番地
破産者　有限会社大当建設
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
長野市大字栗田1038番地８
破産者　企業組合アップル工房
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６４号
愛媛県松山市南江戸３丁目10番30号
破産者　株式会社吉本商店
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３７号
熊本県人吉市鍛冶屋町８番地３
破産者　有限会社エイワ興産
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３３７９号
福岡県大野城市下大利３丁目10番６号101
破産者　福元　新二
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５２５号
福岡県前原市波多江駅北４丁目２番１―201号、旧住所福岡県前原市波多江駅北２丁目７番１―705号
破産者　村上　順一
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６６７号
福岡県前原市前原駅南１―９―10レイクサイドコート103号
破産者　本多　正典
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０６号
沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次644番地４　外間団地１棟201号
破産者　玉城　正治
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部